

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで
② 昭和58年2月から同年6月まで
③ 平成2年4月

国民年金の加入手続は自分で行き、納付書をもらい5,000円ぐらいの保険料を銀行で納めた。

申立期間①及び②については、昭和59年6月にA町の実家で両親と同居するようになってから、同町職員から、まだ、未納期間の国民年金保険料を納付することができるとの説明を受け、納付書をもらい郵便局で納付したので未納とされていることに納得できない。

申立期間③については、納付した平成2年4月の国民年金保険料は、同年5月の保険料に充当されているとの説明を受けたが、自分では同年4月の保険料は納めたと思っているので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、6か月及び5か月といずれも短期間である上、申立人は、国民年金に加入後繰り返し転居しているが、申立人の年金手帳の住所変更欄には、転居するごとに市等の国民年金担当者による変更後の住所の記入が確認でき、申立人は、国民年金の転入手続を適正に行っていたことがうかがわれる。

また、申立人の昭和57年10月から58年1月までの保険料は、A町の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では納付とされているが、社会保険事務所の特殊台帳には納付の記録が無いなど、申立人の納付記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の未納期間について、市役所等で確認し納付書を発行してもらい、さかのぼって納付していたと申し立てているところ、申立人は、昭和57年10月から58年1月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、申立人が、その前後の期間である申立期間①及び②の保険料も過年度納付したと考えることが自然である。

- 2 一方、申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料が未納となっていた平成2年4月の保険料を4年6月6日に過年度納付しているが、この時点で既に同月の保険料は、時効により納付できなかったため、社会保険事務所において2年5月の保険料に充当していることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの期間及び58年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和48年2月から同年6月まで

「国民年金を納付していないと将来年金が受給できない。」と聞いていたので会社退職後、市役所で国民年金の再加入手続をし、保険料は未納が無いよう支払っていた。

国民年金保険料は、月額150円から200円ぐらいを漁協や銀行の窓口で納付していたと記憶している。当初は夫の国民年金保険料も合せて納付していたが、後では各自で納付するようにした。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、6か月と短期間であり、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、申立期間①直後の昭和44年4月から同年10月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることが社会保険事務所の保管する特殊台帳により確認でき、申立人の国民年金再加入手続は、44年4月ごろ行われたと推認されるところ、その時点において、申立期間①は過年度納付することが可能な期間である。

2 一方、申立人が居住していた市及び社会保険庁の記録において、申立人が申立期間②の期間に国民年金に再加入した形跡は見当たらず、申立期間は国民年金未加入期間となるため、同市において申立人の国民年金保険料に係る納付書の作成は行われなかったと考えられる。

また、申立期間②の国民年金再加入及び保険料納付をしたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金保険料の納付時期、

納付方法等に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金保険料の納付状況等は不明である上、国民年金再加入^{あいまい}手続を行った場合、申立人の夫の国民年金の被保険者種別が「任意」から「強制」に変更されることになるが、申立人の夫の同種別は「任意」のままであるなど、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年1月6日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月1日から同年6月30日まで
② 平成8年8月31日から9年4月1日まで

A社在籍中の平成8年3月から同年6月までの期間について、給与の変動がなかったにもかかわらず、標準報酬月額が38万円から22万円とされているため、記録を訂正してほしい。

また、平成9年3月までA社で継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていたにもかかわらず、8年8月から9年3月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成8年8月31日とされている。

しかしながら、給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の資格喪失日の処理は平成9年1月6日付けで全喪の処理に伴い^{そきゅう}遡及して行われていることが確認できる上、8年8月31日現在に同社に在籍していた4人の従業員すべてが申立人と同様に^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成8年10月1日付けの定時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、9年1月

6日付けで取り消されていることが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間②のうち、平成8年8月31日から同年9月10日まで当該事業所の役員であったことが確認できるものの、申立人は自らが役員であったことを知らなかったと供述しており、社会保険関係の事務には関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年8月31日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した9年1月6日であると認められる。

なお、平成8年8月から同年12月までの標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成9年1月7日から同年4月1日までの期間については、申立人が所持する当該事業所に係る給与明細書において、厚生年金保険料が記載されていないことから、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、A社は、申立人に係る標準報酬月額について、平成8年3月1日から22万円に改定する手続きを行い、同年7月1日から38万円に再度改定する手続きを行っていることが確認でき、いずれも改定日から1か月以内に処理がなされており、社会保険事務所への事務手続に不自然な点はみられない。

また、申立人が所持する平成8年3月及び同年7月分の給与明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は22万円であることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士は、「保険料額を抑えるため、取締役の標準報酬月額を一時的に下げるようなこともあった。」と供述しているところ、同社の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間①のすべての期間について、同社の取締役^{取締役}に就任していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から38年4月まで

国民年金には地区の区長の勧めにより、20歳になった時、伯母が加入手続をしてくれて、国民年金保険料は、伯母が自分と娘と私の3人分の保険料を合わせて金融機関の窓口で納付していた。

また、結婚後の昭和40年8月からは自分で国民年金保険料を納付していた。

社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月に払い出されるとともに、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、38年5月24日であることから、申立人の伯母は、そのころに申立人の国民年金の納付を開始したものと推認される上、申立期間は未加入期間とされているため、同市において、申立期間の国民年金保険料納付書の発行は行われず、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の伯母は既に死亡しており、申立期間の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

佐賀厚生年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 29 日から 63 年 3 月 1 日まで
昭和 61 年 10 月 29 日に A 社に正社員として入社し 63 年 2 月 29 日まで勤務した。同社では自動車工場から新車を積み込み全国に輸送する仕事に従事した。社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、同社での加入記録が全く無いとのことであった。当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の保管する人事記録処理票及び社員名簿により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社の保管する人事記録処理票において、申立人の厚生年金保険の加入記録の記載は無く、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名の記載は無い。

また、A 社は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、A 社の保管する社員名簿において、昭和 61 年 10 月に入社した者 15 人のうち厚生年金保険の資格を取得した者は 9 人であり、同社ではすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

このほか、申立期間における雇用保険加入記録及び健康保険組合の加入記録も確認できず、申立の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月ごろから 34 年 1 月ごろまで
中学校を卒業後、しばらくして船舶Aに乗船した。同船は石炭の運搬船で仕事は炊事当番や機械の点検整備等を担当していた。船長と船長の実弟の機関長、機関員と 4 人で乗船していた。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶Aに乗船していた同僚の氏名を記憶していることから、申立人が同船に乗船していたことを推認することができる。

しかしながら、船舶Aは既に廃船し、同船の船舶所有者も死亡しており、人事記録等申立人の勤務状況を示す資料は保管されておらず、申立人も給与明細書等船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

また、申立人は「船舶Aに船長、機関長、機関員と自身の4人で乗船していた、同僚の機関員は自分より後に退職した。」と供述しているが、機関員の同船での記録は昭和 33 年 8 月までであること、また、社会保険事務所の記録から、申立人の申立期間に同船で船員保険被保険者期間が確認できる乗組員(甲板員)に照会したところ、「申立人の記憶は無く、船長、機関長、機関員と自身の4人で乗船していた。」と供述しており、申立人の供述とは異なっている。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶Aの船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間に申立人の給与から事業主が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月ごろから平成元年 3 月ごろまで
昭和 63 年 7 月ごろに東京から帰郷し、ハローワークでA事業所を紹介してもらい、紹介当日に事業主と面接し、翌日から勤務した。就職後 3 か月から 4 か月後に体調を崩し、医療機関に通院・入院した。退院後、給与支給時に事業主へ入院中の欠勤に伴う社会保険料等を現金で渡した記憶がある。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が記憶する同僚二人からの供述により、申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は全喪し、事業は行っているものの、賃金台帳等申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険庁が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が、申立人より後に入社したと供述する同僚のA事業所での厚生年金保険加入記録は、昭和 61 年 5 月 1 日に資格取得し、62 年 1 月 11 日に資格喪失となっており、この期間以外に同店での加入記録が無いことが確認でき、同店では、申立期間当時すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間中に通院及び入院したとする医療機関の領収証の控えを持っておらず、また、同医療機関においても申立人に係るカルテ等

が保存期限を超過し保存されていない。

このほか、申立期間について、申立人の雇用保険加入記録は確認できず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。